

地 基 企 第 42 号
令和 6 年 10 月 15 日

地方公務員災害補償基金
各支部事務長 殿

地方公務員災害補償基金
本部企画課長
(公印省略)

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いについて（通知）

令和 6 年 10 月 1 日から健康保険において、長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の処方等又は調剤について選定療養の仕組みが導入されました。

これは、長期収載品の処方が医療上の必要性があると認められる場合や、後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難な場合等以外の場合であって、患者が長期収載品の処方等又は調剤を希望するときは、選定療養による特別の料金（長期収載品と後発医薬品の価格差の 4 分の 1 に相当する費用。以下「特別の料金」という。）を患者負担とするものです。

地方公務員災害補償制度における特別の料金の取扱いについては、下記 1 のとおりとなるため、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

また、各支部におかれましては、下記 2 から 4 のとおり、被災職員、任命権者及び管内の医療機関等に対し必要な周知等をお願いします。

なお、周知用のリーフレット（被災職員・任命権者向け、医療機関等向け）を添付しますので、周知の際にご活用ください。

記

- 1 地方公務員災害補償制度における療養補償は、労災保険等における取扱いと同様、公務（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 8 条第 1 項第 5 号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。）又は通勤により生じた傷病に対する必要な療養を行い又は必要な療養の費用を支給するものであるが、特別の料金は必要な療養とは認められないことから、被災職員が特別の料金に相当する額を負担することとなること。

また、外科後処置及びアフターケアにおいても同様の取扱いであること。

- 2 1 のことについて、令和 6 年 9 月以前から引き続き療養補償、外科後処置又はアフターケアを受けている被災職員に対しお知らせすること。
- 3 1 のことについて、任命権者に対してお知らせするとともに、任命権者から所属職員や公務災害担当部署等にも周知するよう協力をお願いすること。
- 4 基金指定の医療機関や薬局及び被災職員から受領委任を受けた医療機関等では、特別の料金に係る自己負担分の徴収が発生することを鑑み、管内の医療機関等に対し必要な周知を行うとともに、医療機関等からの問い合わせ等に適切に対応すること。